

令和4年度一般会計補正予算（2号）の概要について

（単位：千円）

1 予算規模

補正額	83,100	
補正後の規模	16,424,200	（当初比2.6%増）
前年度6月補正後予算との対比	△154,400	（0.9%減）

補正予算の財源

特定財源		83,100
国庫支出金	83,100	

（参考）財政調整基金現在高 1,857,392

2 補正予算の主な内容

今回の補正予算は、令和3年度からの継続事業の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、支給対象を拡充して給付するための経費を措置したほか、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から実施する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に要する経費を計上した。

(1) 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業 57,254

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度からの継続事業である「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」について、支給対象を拡充し、令和3年度支給対象世帯を除く、令和4年度分の住民税均等割非課税世帯に対して、一世帯当たり10万円を支給する。

【基準日】

- ・令和3年12月10日（男鹿市に住所登録されている者）

【対象世帯数】550世帯（見込）

- ・令和4年度住民税均等割非課税世帯

【支給額】

- ・一世帯当たり10万円

【スケジュール】

- ・制度周知：ホームページ（6月下旬）・広報おが（7月号及び9月号）
- ・確認書送付：令和4年7月上旬から
- ・支給開始：令和4年7月中旬から
- ・手続勸奨：令和4年9月上旬から

（市が確認書を発送した日から3か月経った日までに返送がない場合には、給付金の受給を辞退したものとみなす）

【財源】

- ・国庫支出金
子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金分）

【その他】

- ・令和3年度事業分の支給決定件数等（5月末現在）：4,402件/支給率96.37%
（令和4年1月臨時会、令和3年度一般会計補正予算第14号で措置）

(2) 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 25,846

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童一人当たり5万円を支給する。

【支給対象者】

- ① 児童扶養手当受給者等 200世帯（275人、13,750千円）
 - ・令和4年4月分児童扶養手当受給者 169世帯（239人）
 - ・公的年金給付等受給者 16世帯（16人）
 - ・家計急変者 15世帯（20人）
- ② ①以外の令和4年度分住民税均等割非課税の子育て世帯
 - ・その他低所得の子育て世帯 100世帯（170人、8,500千円）

【支給額】

- ・児童一人当たり5万円

【スケジュール】

- ① 児童扶養手当受給者：令和4年6月30日支給予定（申請不要）
- ② 公的年金給付等受給者及び家計急変者：可能な限り速やかに支給（要申請）
- ③ ①、②以外の令和4年度分住民税均等割非課税の子育て世帯：課税情報の判明後、可能な限り速やかに支給（原則申請不要）

【財源】

- ・国庫支出金
令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

【その他】

- ・令和3年度実績：支給世帯数 280世帯（422人、21,100千円）